

公立学校などの教諭には教育職給料表の2級、教頭には3級、校長には4級が適用されています。全国人事委員会連合会(全人連)は2月4日、主幹教諭等の制度に対応するあらたな特2級の教員モデル給料表を発表しました。

昨年、学校教育法の一部

主張

新聞全教

解説

が「改正」され、新たな職である副校長、主幹及び指導教諭を設置できることになりました。全人連は「主幹教諭及び指導教諭については、給料表上、新たな職務の級の設置が必要」と、

こと、②新たな職に対応する級と2級との水準格差を最小限とすること、③副校長のための級の新設など、給料表の更なる細分化を行わないこと、④給料表の都道府県人事委員会への提示

っており、また2級の水準は維持され、副校長に対応する級の新設は見送られませんでした。

別・分断が強化されることは間違いありません。学校教育法では、主幹教諭等は「設置できる」もので、各県が主体的に判断することになっています。しかし対応するモデル給料表が作成されたことで、主幹教諭を導入しようとする動きが強まる危険性があります。すでに愛媛県では、組合に何の説明もないまま、県は主幹教諭の設置に向けて動き始めています。

主幹教諭制度の導入 強行の動きを許すな

2級(教諭)より上位の特2級のモデル給料表を作成した理由を説明しています。

にあたっては、あくまでも「参考モデル」であること

役割は県によって違いがありますが、総じて管理職を補佐し、県によって是一般教員に指示命令を行う権限

各県教育委員会と人事委員会が、国に追従して主幹教諭制と新たな職務の級を導入しようとする動きを許さないとりくみをすすめることが求められます。

この間、全教は①義務教育等教員特別手当が削減される動向のもと、基幹的な2級の水準を引き下げない

今回の「参考モデル給料表」では、特2級の給与水準は2級と3級の間とな

教諭が配置され特2級が適用されれば、教職員間の差

(全教生権局長 蟹沢昭三)